

標準市議会会議規則の改正について

本会議・委員会の「欠席事由の明文化」および「請願への押印の見直し」について、全国市議会議長会（標準市議会会議規則検討会）で検討が行われ、下記内容の標準市議会会議規則の一部改正に係わる通知（令和3年2月12日付）があったところである。

記

1 欠席事由の明文化

第5次男女共同参画計画に基づき地方議会において、議員活動と家庭生活の両立、誰もが活躍しやすい環境を整える観点から、出産・育児・介護などを理由とする会議の欠席について、これらが欠席事由として地方議会の規則で明文化されるよう三議長会（都道府県議会議長会・市議会議長会・町村議会議長会）が標準会議規則の改正の要請を受けたことなどに対応するもの。

(1) 欠席事由の明確化

会議に出席できない事由を「事故」と総称していたが、一般的な「事故」の概念と隔たりがあることから、「育児・看護・介護・配偶者の出産補助」等を具体的な例示として規定する。

(2) 出産の際の欠席期間

他の欠席事由とは異なる事情を有するため、産前産後の母体保護の観点から出産に伴う欠席期間の範囲を明文化する。

2 請願への押印の見直し

行政手続の押印の廃止が進められるなか、議会においても押印について見直しを行う。（なお、押印の廃止は、主に執行機関を対象としており地方議会は想定されていない。）

(1) 押印

請願の提出にあたっては、請願書に押印することを求めていたが、これを「署名または記名押印」に改め、署名（自署）の場合は、押印を不要とする。なお、身体的理由により自署が困難な場合もあることから、記名押印も選択できるようにする。

(2) 請願者が法人の場合

提出者が法人の場合の記載事項について、新たに独立した項を設ける。

3 会議規則該当条文

別紙のとおり

◎会議規則 欠席に関する規定 対照表

(改正案) 標準市議会会議規則	(現行) 標準市議会会議規則	(現行) 品川区議会会議規則
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病その他の事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第83条 委員は、<u>疾病その他の事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>

◎会議規則 請願の押印に関する規定 対照表

(改正案) 標準市議会会議規則	(現行) 標準市議会会議規則	(現行) 品川区議会会議規則
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>2</u> 請願者が法人のときは、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</p> <p><u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第133条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</p> <p><u>2</u> 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p>